

「三菱UFJ銀行の略奪的融資」を国連 ビジネスと人権作業部会に  
通報するにあたって ご賛同のお願い

三菱UFJ銀行融資一体型変額保険被害者の会

代 表 渡 辺 かおり

銀行の貸し手責任を問う会

事務局長 弁護士 椎 名 麻 紗 枝

〒100-0014 東京都千代田区永田町2-17-10

サンハイム永田町404・501号

TEL 03-3581-3912 FAX 03-3593-0394

拝 啓 日頃の皆さまのご活動に敬意を表します。

さて、80年代のバブル期に生じた三菱銀行はじめとする大手金融機関による融資一体型変額保険は、大規模な人権侵害を生みました。

そして、30年近くを経った今も、この融資一体型変額保険による人権侵害が続いています。

被害を生み拡大してきた銀行やそれを監督する官庁やさらには裁判所までが、被害者の主張には耳をかさず、被害者の自己責任ばかりを押し付けてきたからです。その結果、生活を犠牲にして長年利払いを続けてきた被害者に対し、利払いできなくなるや、銀行は年金などの生活資金を差し押さえし、さらには担保にっていた住居に対し、差押えをするなど被害者の生存を脅かすに至っております。三菱UFJ銀行による人権侵害は止んでおりません。

ここにきて、三菱UFJ銀行の融資一体型変額保険の被害者は、国連のビジネスと人権作業部会へ、三菱UFJ銀行の融資一体型変額保険被害者に対する人権侵害を通報することを決意いたしました。

ご承知のように、2011年に国連人権理事会で採択された「ビジネスと人権に関する指導原則」では、企業の人権尊重義務を明確にした上、企業には人権デュー・ディリジェンスを実施すべきであると定め、企業に対して人権侵害を防止、軽減する措置をとることを求めています。これを受けて、OECDや欧州委員会など多数の国際的な機関も指導原則に取り組むためのガイダンスを策定し、業種別では、金融機関も指導原則を融資基準にとり入れ、「人権に関する指導原則」は、ビジネスと人権に関するもっとも権威ある規範として国際社会に定着してきています。

日本においても、ジャニーズ性被害の事件では、国連ビジネスと人権作業部会からの勧告を契機に、企業内部における人権問題が日本においても認識され、これの改善に取り組まれるようになりました。しかし企業の取引先との契約において、情報格差のある一方当事者に対して、なかんずく社会的信用性の高い金融機関による人権侵害については、まだ十分な理解を得ていないのが現状です。

しかし、アメリカでも、1990年代にリーマンショックの原因となったサブプライム問題では、40万件以上の債務者に対して自宅が差し押さえされ、多くの人がホームレスとなった事件にみられるように、金融機関による横暴な人権侵害は世界にも広く行われております。融資一体型変額保険の金融機関による人権侵害についても、三菱UFJ銀行を警告の対象にして調査を進める事案になり得ると考え、国連ビジネスと人権作業部会へ通報することにしましたものです。

貴会におかれましては、上記の私たちの活動にご賛同をお願いするものです。そして、本通報への賛同人としてお名前を連ねて下さるようお願いいたします。

ご賛同いただけましたら、12月25日までに下記にお書き込みのうえ、ご返信いただきたくお願い致します。

敬具

三菱UFJ銀行融資一体型変額保険被害者の会

銀行の貸し手責任を問う会 行

FAX 03-3593-0394

\*\*\*\*\*

融資一体型変額保険の被害者による 国連 ビジネスと人権作業部会への  
通報に賛同します

\*\*\*\*\*

団体名または個人のお名前 (個人の方は、肩書もお願いします)

ご住所 〒

お電話番号・FAX 番号

メールアドレス

\*\*\*\*\*